

玄海原子力発電所 SG保管庫共用化及び保管対象物変更に係る保安規定 確認事項

No.	資料タイトル	ページ	確認内容	受領日	関連資料等	回答	回答日
27	補足説明資料－1	P12	今回の保安規定の変更条文が、保安規定審査基準の要求事項に該当する条文である場合は、注釈等で明記すること。	2022年7月29日	補足説明資料1	保安規定審査基準の要求事項に該当する条文である場合は、注釈で明記した。	次回ヒアリング
28	補足説明資料－1	P12	第98条の2第4項における管理上の注意事項を掲示することが、保安規定審査基準のどの部分に該当するか。その他の注意事項の掲示が保安規定審査基準のどの項に従ったものか整理すること。	2022年7月29日	補足説明資料6	<p>第98条の2第4項で掲示することとしている管理上の注意事項は、貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫の入口等に掲示している注意事項であり、保管中の放射性廃棄物を許可なく移動しないことや、放射性廃棄物を封入した容器の蓋等を開放しないことを定めている。</p> <p>当該掲示は、保安規定審査基準の実用炉規則第92条第1項第14号「1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。」のうち、「放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置」に該当する。</p> <p>なお、第103条の2第2項に示す標識は、管理区域を区別するための標識であり、保安規定審査基準の実用炉規則第92条第1項第9号「1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。」のうち、「管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置」に該当する。</p> <p>上記内容を資料へ反映する。</p>	次回ヒアリング
29	-	-	保安規定で変更がない箇所において、実態の運用が変更となるものがあれば資料へ反映すること。(各課長で保安規定は読めるが、規定文書の変更が生じるものなど)	2022年7月29日	補足説明資料9	<p>以下の条文について、保安規定において変更はないが、実態の運用で行為対象にSG保管庫が追加されることを、確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1編 第13条(巡視点検) <ul style="list-style-type: none"> 第17条(火災発生時の体制の整備) 第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備) 第17条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備) 第17条の3(その他自然災害発生時等の体制の整備) 第104条(管理区域内における区域区分) 第106条(管理区域への出入管理) 第107条(管理区域出入者の遵守事項) 第112条(外部放射線に係る線量当量率等の測定) <p>なお、本運用の変更は保安規定の規定内容に包絡されており、規定内容への変更は不要であることを確認した。</p> <p>上記内容を資料へ反映する。</p>	次回ヒアリング